

特定健康診査等実施計画
(第4期計画)

東京紙商健康保険組合

令和6年3月

背景および趣旨

わが国は、国民皆保険制度のもと世界有数の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化と国民意識の変化などの大きな環境変化に直面しており、医療制度の構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、保険者は「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて、被保険者および被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）およびその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

生活習慣病が日本の死亡原因の約5割、国民医療費の約3分の1を占め、これには不健康な生活習慣による生活習慣病の発症・重症化やメタボリックシンドロームが大きく影響していることから、本計画では、その該当者および予備群の減少を目指すため、特定健康診査および特定保健指導の実施方法および目標に関する基本的事項について定める。

なお、この特定健康診査等実施計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、6年ごとに6年を1期として定めるものである。

東京紙商健康保険組合の現状

当健康保険組合は、紙の販売を主たる事業とする事業所が加入する健康保険組合である。令和5年度10月時点の事業所数は322で、その多くは東京都に所在しているが、支店や営業所は全国に点在しており、東京近郊に在勤している被保険者および被扶養者が約8割、それ以外が約2割となっている。

第3期計画期間における特定健康診査の受診率は、僅かながら年々増加傾向にあり、令和4年度の実施率は被保険者88.5%、被扶養者41.5%、全体で76.8%であった。計画目標値の82.0%を5.2ポイント下回った主な原因は、被扶養者の健診利用が定着していないことが大きな要因と考えられ、第4期計画の目標値達成にあたっては、この被扶養者の受診率をいかに向上させられるかが重要な鍵となる。

次に特定保健指導の実施状況については、被保険者・被扶養者ともに目標値と実績にかなりの乖離が見られ、令和4年度の実施率は、計画目標値20.1%に対して、終了率5.9%と大きく下回った。その原因としては、指導対象者に対して指導希望者が圧倒的に少ないことが考えられるため、目標値を達成するには、この課題をクリアする必要がある。

特定保健指導対象者の内訳を見ると、被保険者が96%、被扶養者が4%と、対象者のほとんどが被保険者であるため、事業所との連携を積極的に行い、1人でも多くの生活習慣病リスクの改善が図られるような体制を整えて行くことが重要となる。

第1章 目標

1 特定健康診査

令和11年度における特定健康診査の実施率を85.0%とする。

目標実施率 (%)

| | 6年度 | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 国の 参酌基準 |
|---------------|------|------|------|------|------|------|------------|
| 被保険者 | 89.0 | 90.0 | 90.5 | 91.0 | 91.5 | 93.5 | — |
| 被扶養者 | 43.9 | 44.4 | 46.6 | 50.9 | 55.2 | 56.9 | — |
| 被保険者＋ 被扶養者 | 78.0 | 79.0 | 80.0 | 81.5 | 83.0 | 85.0 | 85.0 |

2 特定保健指導

令和11年度における特定保健指導の実施率を30.0%とする。

目標実施率 (%)

| | 6年度 | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 国の 参酌基準 |
|---------------|-----|------|------|------|------|------|------------|
| 被保険者＋ 被扶養者 | 9.0 | 12.0 | 15.0 | 18.0 | 23.0 | 30.0 | 30.0 |

第2章 被保険者

1 特定健康診査

①被保険者 (人)

| | 6年度 | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 対象者数 | 8,700 | 8,650 | 8,600 | 8,550 | 8,500 | 8,450 |
| 実施者数 | 7,743 | 7,785 | 7,783 | 7,781 | 7,778 | 7,901 |
| 実施率 | 89.0% | 90.0% | 90.5% | 91.0% | 91.5% | 93.5% |

②被扶養者 (人)

| | 6年度 | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 対象者数 | 2,800 | 2,750 | 2,700 | 2,650 | 2,600 | 2,550 |
| 実施者数 | 1,229 | 1,221 | 1,258 | 1,349 | 1,435 | 1,451 |
| 実施率 | 43.9% | 44.4% | 46.6% | 50.9% | 55.2% | 56.9% |

2. 特定保健指導

被保険者＋被扶養者（人）

| | 6年度 | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 動機づけ支援 対象者数 | 664 | 648 | 633 | 621 | 608 | 598 |
| 実施者数 | 82 | 107 | 130 | 153 | 193 | 247 |
| 実施率 | 12.3% | 16.5% | 20.5% | 24.6% | 31.7% | 41.3% |
| 積極的支援 対象者数 | 996 | 973 | 949 | 931 | 912 | 898 |
| 実施者数 | 67 | 88 | 107 | 126 | 157 | 202 |
| 実施率 | 6.7% | 9.0% | 11.3% | 13.5% | 17.2% | 22.5% |
| 合計 対象者数 | 1,660 | 1,621 | 1,582 | 1,552 | 1,520 | 1,496 |
| 実施者数 | 149 | 195 | 237 | 279 | 350 | 449 |
| 実施率 | 9.0% | 12.0% | 15.0% | 18.0% | 23.0% | 30.0% |

第3章 実施方法

1 実施場所

特定健康診査は、保健事業として実施する半日人間ドック等の契約健診機関にて行う。
特定保健指導は、対象者の勤務先事業所および契約健診機関で行う。

2 実施項目

特定健康診査の法定実施項目（医師の判断によって追加実施される詳細な健診項目を含む）を実施項目とする。

3 実施期間

通年実施とする。

4 外部委託

特定健康診査については、保健事業として実施する半日人間ドック等の健診に付随して、全国での受診が可能となる体制を整える。

特定保健指導については、外部の指導機関に委託して実施する。

5 受診方法

特定健康診査については、当組合が直接契約する健診機関や集合契約の健診機関を利用して実施する場合は、当組合に事前の予約連絡を行ったうえで受診する。利用可能な受診先が勤務地・居住地周辺にない場合は、その他の健診機関での受診を認め、規程で定めるところにより、その費用の一部を助成する。

特定保健指導については、当組合および指導委託機関から対象者および「コラボヘルス推進にかかる覚書」の取り交わし事業所に通知を行い、対象者および事業所から指導委託機関へ申込を行う。

6 周知・案内方法

当組合のホームページに掲載して行う。

7 健診データの受領方法

当組合が直接契約する健診機関および集合契約の健診機関の場合、電子データを月単位で受領し、基幹システムにデータ取込を行い保管する。事業主が単独実施した健診については、事業主から随時その電子データを受領し、基幹システムにデータ取込を行い保管する。紙媒体で受領した場合は、基幹システムにデータの入力作業を行い、電子データとして保管する。

特定保健指導については、当組合が直接契約する指導機関および集合契約の指導機関から、随時その電子データを受領し、基幹システムにデータ取込を行い保管する。

8 特定保健指導対象者の選出方法

特定保健指導の対象者については、特定健診の結果をもとに選出する。

第4章 個人情報の保護

当組合は「東京紙商健康保険組合 個人情報保護管理規程」を遵守する。

当組合および当組合が特定健康診査・特定保健指導を委託した機関は、業務によって知りえた情報を外部に漏らしてはならない。

当組合のデータ保護管理者は常務理事とする。また、データの利用者は該当業務に関わる職員に限る。

外部委託する場合は、①「法令、関連通知およびガイダンスを遵守し、個人情報の保護に万全を期すこと」、②「個人情報を組合の事業目的以外に利用しないこと」等を契約書に明記することとする。

第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の公表・周知は、ホームページへの掲載により行う。

第6章 特定健康診査等実施計画の評価および見直し

本計画は年度毎に成果検証を行い、目標と大きく乖離した場合や、その他必要がある場合には見直すこととする。

第7章 その他

特定健診・特定保健指導等の実践養成の研修には随時参加することとする。